

審査基準整理票

処分名	コンテナ内のねずみ、昆虫等を駆除するための燻蒸作業（燐化水素を当該コンテナ内から逸散させる作業を含む。）を行う者の特定毒物（燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤）を使用する場所の指定		
根拠法令名	毒物及び劇物取締法施行令（昭和 30 年政令第 261 号）		（条項）第 30 条第 2 号イ
基準法令名	毒物及び劇物取締法施行令（昭和 30 年政令第 261 号）		（条項）第 30 条第 2 号イ
所管部署	大津市保健所 保健総務課 医事薬事係		
標準処理期間	7 日	法定処理期間	— 日
<p><b>【審査基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文書の名称【 <input type="checkbox"/> 】</li> <li>・掲載図書等【 <input type="checkbox"/> 】</li> <li>・内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</li> </ul> <p>過去に申請実績がなく、将来的にも見込みのないものであることから、あらかじめ基準を設定することが困難であり、その都度個別に審査するものとする。</p>			

参 考

[根拠法令等]

毒物及び劇物取締法

第3条の2 1～2 略

- 3 特定毒物研究者又は特定毒物を使用することができる者として品目ごとに政令で指定する者（以下「特定毒物使用者」という。）でなければ、特定毒物を使用してはならない。  
ただし、毒物又は劇物の製造業者が毒物又は劇物の製造のために特定毒物を使用するときは、この限りでない。

4～11 略

毒物及び劇物取締法施行令

第30条 略

(1) 略

(2) コンテナ内におけるねずみ、昆虫等の駆除については、次の基準によること。

イ 燻蒸作業は、都道府県知事が指定した場所で行なうこと。

ロ 略

(3) 略

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。